

蟹江町新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金交付事業

補助率 9/10

最大 30 万円 補助！

好評につき申請受付再開

予算に限りがあるため
先着順となります。
お早めにご申請ください。

※ご注意ください※

昨年(令和3年)本補助金を受けられた方は、申請できません。



キャッシュレス機器



空気清浄機



アクリル板

感染症対策備品



の購入支援します！



CO2センサー



非接触型検温器



オートディスペンサー

《申請期間》

令和4年 4月 25日(月)～令和4年 8月 1日(月)

《補助金の対象となる購入時期》

令和3年8月 21日(土)～令和4年8月1日(月)

(※)「あいスタ認証」はこちらから→→→<https://newaista-ninsho.jp>

制度の詳細、申請書のダウンロードは蟹江町ホームページから →→→



1 補助対象要件

以下の全てに該当する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する者）注1 又は個人事業主

- 蟹江町に事業所等の所在がある方

※町内に店舗・施設があれば、町外に住所がある方も申請できます。

- 令和4年4月24日以前から町内において営業しており、申請日以降も継続する意思がある方

注1 中小企業基本法第2条第1項に規定する企業

業種	中小企業基本法の定義
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
②卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
③小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
④サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

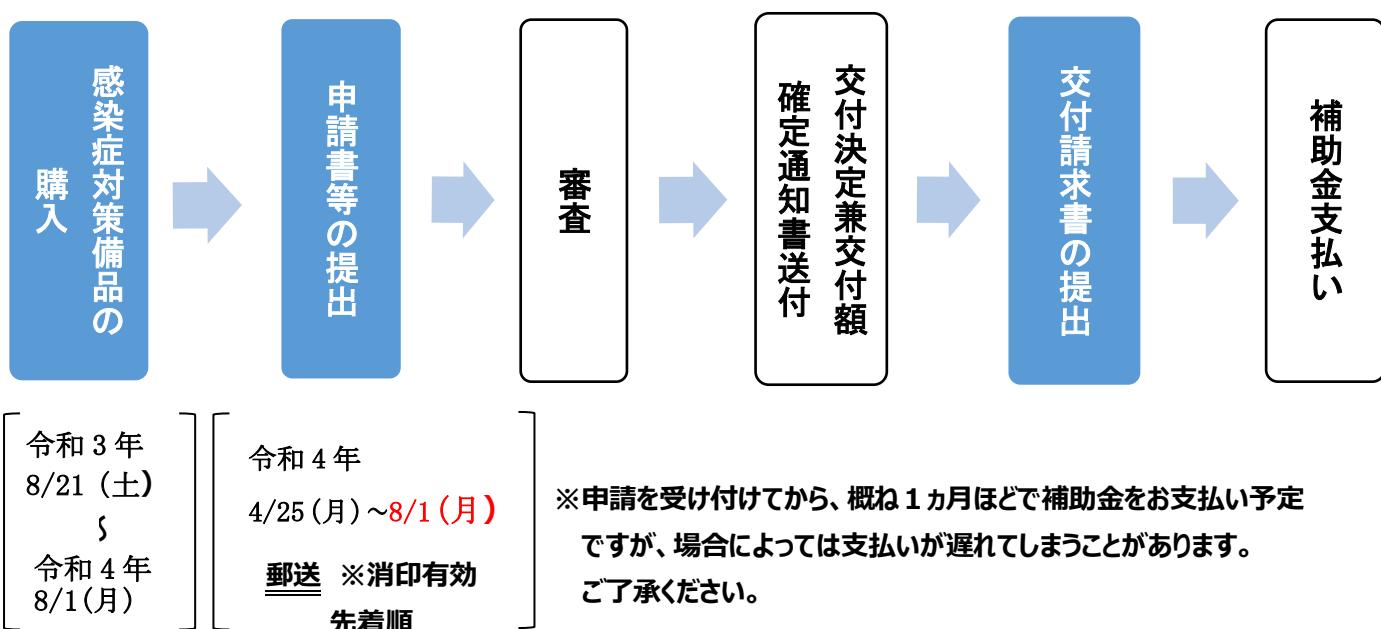
《対象とならない場合》

- ・ 町税を滞納している
- ・ 宗教上の組織・団体、政治団体である
- ・ 暴力団又は暴力団に関係している
- ・ 風営法に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行っている

2 補助額

- 補助対象経費の10分の9の額（千円未満切り捨て）
- 事業所ごとに上限 30万円
(申請額が上限30万円を満たしていない場合でも、申請は1回限り)

3 申請の流れ



令和3年8月21日（土）から令和4年8月1日（月）までに購入した店舗・施設に設置する感染対策のための繰り返し使用できる備品（消耗品、ランニングコストは除く）

※対象設備の施工費は、対象設備本体の価格を上限とします。

※上記期間中に納品、使用開始されていることが必要です。

<補助対象経費の例>

非接触決済等	除菌対策・防菌
キャッシュレス機器	オゾン発生器
モバイルオーダー機器	オートディスペンサー
自動精算機（セルフレジ）	室内換気対策
注文タッチパネルの導入	空気清浄機
発券機	扇風機
整理券販売機	サーキュレーター
予約受付用機器の導入	シーリングファン
飛沫防止対策	エアコン（換気機能・空気清浄機能付きに限る）
飛沫防止シート	窓・網戸の設置
席区分け、アクリル板の設置	CO2測定器（CO2センサー）

<補助対象経費外の例>

消耗品	
フェイスシールド	予防広告・コロナ対応 PR グッズ
マスク	ビニール・ゴム手袋
消毒液	ペーパータオル

蟹江町ホームページ及びQRコードにて「補助対象経費一覧」を掲載しておりますので、
ご確認ください。



《対象とならない場合》

- ・フランチャイズチェーンであって、備品を本部が仕入れている場合
- ・クーポン、仮想通貨、商品券やポイントにより購入したもの

5 提出書類

※提出前に①～⑧の提出書類にチェックをお願いします。

①交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

②対象経費内訳書（様式第1号 別紙）

宛名、領収者、品名、金額、支払日の

③誓約書（様式第2号）

すべての記載があるもの。

④補助対象事業に係る領収書等、出金したことが分かるもの

経費の内訳がわからない場合は、⑤も提出してください。

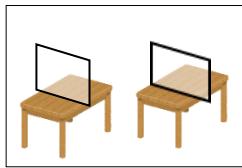
⑤補助対象事業に係る契約書、請書、請求書等）※場合によって必要

詳しく述べては、蟹江町HP掲載の
『補助対象経費一覧』をご確認ください。

⑥補助事業を実施したことが確認できる写真又は成果品（様式あり又は任意）

対象物によっては、機能が確認できる資料も必要となります。（キヤッキュレス機器、空気清浄機付きエアコンなど）

⑥の提出例（貼付用フォーマットあり）



※ A4サイズの用紙に印刷または写真を貼付してください。

購入物品を店内で実際に使用している状況を撮影してください。

複数の物品を購入した場合、すべての物品の写真が必要です。

⑦確定申告書の写し（個人）／法人事業概況説明書の写し（法人）

青色申告の方は「青色申告決算書（1枚目と2枚目）」のみで可

⑧食品営業許可書の写し（飲食店）／店舗概要のわかる資料（飲食店以外）→ホームページ、チラシなど

6 よくあるご質問

問1 町内にいくつか事業所を経営しているが、事業所ごとに申請ができますか？

→答 できます。1事業所の補助限度額が30万円となります。

問2 既に購入した経費についても申請できますか？

→答 令和3年8月21日（蟹江町がまん延防止等重点措置区域対象となった日）から令和4年8月1日までに購入し、期間内に納品され、事業所内に設置したものが対象となります。

問3 補助金は交付上限金額に達するまで、何度でも申請できますか？

→答 申請は1回限りとしています。一括して申請してください。また、令和3年度に当該補助金の交付を既に受けた事業所については、申請はできません。

※ホームページに「よくあるお問合せ」を掲載しておりますので、ご確認ください。

7 申請方法・お問い合わせ先

令和4年4月25日（月）から令和4年8月1日（月）までに **郵送** にて申請してください。※消印有効

<申請先>

〒497-8601 海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町役場 政策推進室ふるさと振興課 補助金担当

<連絡先>

TEL 0567-95-1111 （午前8時30分～午後5時15分 ※土・日・祝、年末年始除く）

※本補助金は、予算に限りがあるため、
購入内容含め・申請前に必ずご連絡をください。